

## 答申の概要（拡散防止の措置及び公表内容）〔平 28-6〕

### 第1 審査会の結論

本件諮問に係る諮問書（以下「諮問書」という。）の別紙1の第1の内容については、2の(1)のヘイトスピーチに該当する旨の認識に関し「。以下「本件まとめサイト」という。」とあるのを削り、2の(4)の本件表現活動を行ったものの氏名に関し「栗田 香（保守速報 サイト運営者）」とするのが適当であるほかは、妥当なものと認める。

なお、諮問書の別紙1の第1の2の(1)に係る上記の文言の削除については、公表内容そのものの変更を求めるものではなく、市民へのより適切な情報提供の観点から、文言の整理について意見をすることである。

### 第2 結論に至った理由

#### 1 申出人等からの意見等

##### (1) 申出人

本件表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）に対しては、相当の期間を与えて、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第9条第2項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与したところ、これらの提出はなかったが、条例第9条第3項に基づき口頭で意見が述べられた。

申出人の意見は、概ね次のとおりである。

- ・ 本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）の氏名を証明する客観的な証拠については、保守速報を運営している本件表現活動者を被告として民事訴訟を提訴した在日韓国人の方が出版物を出され、その中で本件表現活動者の氏名を明言していることが挙げられるが、そのことによりクレームを受けているとは聞いていない。
- ・ こういったまとめサイトは、引用なり、他の人をけし掛ける、こうした場を提供する、というものであり、一人がやっているのとは違って、多数をもって攻撃するというやり方が非常に悪質であり、こういった形であっても許されない、ヘイトスピーチにあたる、ということを広く知らしめるという意味では、非常に大きな意義があり、また抑止の意味もあると思われる。
- ・ 条例に関連した取組みを行っている在日韓国・朝鮮人等に向けて、差別的用語、蔑称が多く使用されている。差別的言動のターゲットにされたということで、当該在日韓国・朝鮮人らも非常に強い衝撃を受けており、精神的な被害も大きい。こうした被害に対する救済という意味で、氏名公表という措置をとることを強く望む。
- ・ 本件ブログ記事は、本件表現活動者により既に削除されているものの、保守速報自体において、本件表現活動者に反省の様子が見られるわけではない。

- ・ 非常に悪質な差別を行ったものの氏名が明らかになることは、非常に意義があり、差別の抑止効果があると考ええる。
- ・ 氏名公表に当たっては、保守速報というサイト名と、本件表現活動者の氏名とが併記されるべきである。

## (2) 本件表現活動者

本件表現活動者からは、条例第9条第2項に基づき意見書が提出された（当該意見書の本体には、当審査会が同通知において求めていた意見提出者の氏名、住所等の記載を欠いていたが、意見書を封入した郵便物の表面に氏名及び住所の記載があり、これらが、当審査会が同通知に記載した本件表現活動者の氏名及び同通知を送付した宛先と一致していたため、条例第9条第2項に基づく表現活動者からの意見書として取り扱った）。

本件表現活動者の意見は、概ね次のとおりである。

- ・ 当サイト運営者は、本件まとめ記事において、当該引用は行ったが、他に何らかの論評・評価を加えていない。
- ・ 審査会の言うヘイトスピーチに該当する旨の認識について、次のとおり、判断の前提が誤っている。
  - ・ 引用と「編集」に関する審査会による混同がみられる。適法に一部引用しており、「編集」には当たらない。
  - ・ 本件まとめ記事の読者が、同記事の引用元である「2ちゃんねる」の記事にアクセスしたが、同引用元記事のコメント数が投稿可能の上限に達し投稿できないことから、読者が本件まとめ記事に戻って、本件まとめ記事で直接視認できた内容とは無関係に、同引用元記事に対して投稿したかった内容を、本件まとめ記事のコメント欄に投稿した可能性があるから、本件まとめ記事と本件コメントの間の因果関係は不十分であり、本件まとめ記事の趣旨や内容が顕在化ないし増幅されていたとはいえない。
  - ・ また、本件コメントは、申出人側による自作自演の投稿であるおそれがあるが、こうした行為について、本件表現活動者側が直接申出人を迫る手段がないこと自体、不平等性・適正手続の欠如・攻撃防衛の機会の不十分等の不備がある。
- ・ よって、ヘイト認定の判断根拠が不十分・不適切である。

なお、本件表現活動者に上記意見書等を提出する機会を付与する旨の通知をする際には、併せて条例第9条第3項に基づく口頭で意見を述べる機会を付与する旨通知したが、本件表現活動者から同項の規定に基づく申立てはされなかった。

## 2 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置について

諮問書の別紙1の第1の1に記載された表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容は、本件ウェブサイト内にあったヘイトスピーチに該当する記事及びコメントを掲載したウェブページ（以下「本件ウェブペー

ジ」という。)が削除されたため、現時点においてヘイトスピーチに該当する表現活動が継続されているとは評価できず、本件ウェブページに掲載されていた表現の内容が拡散しないことも踏まえると、適当であると認める。

### 3 公表の内容について

#### (1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識について

諮問書の別紙1の第1の2の(1)に記載された内容は、大阪市がヘイトスピーチに該当すると認定した表現活動を特定するために必要な情報である。

なお、本件ウェブページは既に削除されているが、(2)記載のとおり、一般市民のヘイトスピーチについての理解を促進し人権意識の高揚とヘイトスピーチの抑止を図る観点から、本件表現活動に係る表現の内容の概要については、これを公表すべきである。しかしながら、本件のようなウェブページのURLの公表については、ウェブページの写しがアーカイブとして収集されインターネットを利用して不特定多数の者による閲覧ができる状態に置かれている可能性があり、当該URLを公表することによって、本件ウェブページによる表現の内容そのものが拡散されるおそれがあることから、条例第5条第5項の規定の趣旨にかんがみ、当該URLの公表は差し控えることが適当であると考えられる。

以上のことから、諮問書の別紙1の第1の2の(1)に記載された内容の公表は適当であると認める。

ただし、「。以下「本件まとめサイト」という。」と略称を定める記載については、当該場所以降の公表すべき内容の記載においては、当該略称を用いるべき記載が見当たらないのであるから、市民へのより適切な情報提供の観点からは不要な文言であることについて意見しておく。

#### (2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要について

諮問書の別紙1の第1の2の(2)に記載された内容は、本件表現活動が条例第2条第1項各号に規定しているヘイトスピーチに該当すると認定した根拠となるものである。

一方で、同内容を公表することで、本件表現活動により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられるが、同内容の公表によって、ヘイトスピーチの表現内容を一般市民に周知し、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進することで、より人権意識が高揚されるとともに、ヘイトスピーチの抑止につながるものであると考えられ、また、大阪市が条例に基づき公正にヘイトスピーチ認定を行ったことを示すことにもなる。よって、こうした公表の趣旨を付記して市民の理解を求めるよう配慮した上で、諮問書別紙1の第1の2の(2)に記載された本件表現活動に係る表現の内容の概要を公表することが、条例の目的にかなうと考えられ、他に公表を見合わせるべき特段の事情も認められない。

以上のことから、諮問書別紙1の第1の2の(2)に記載された内容の公表は適当であると認める。

- (3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容について

2記載のとおり、諮問書別紙1の第1の1に記載された表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容は適当なものと認められることから、諮問書別紙1の第1の2の(3)に記載された内容の公表は適当であると認める。

- (4) 本件表現活動を行ったものの氏名について

条例第5条第1項は、「当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表するものとする」としており、同項ただし書に規定されている例外的な事情がない限りは、表現活動者の氏名又は名称を公表する旨規定している。

本件表現活動者の氏名については、本件表現活動者が一方の当事者となっている、本件とは別件の裁判に関する出版物中において、本件まとめサイトにおける表現活動に責任を有する者の氏名としての「栗田 香」との記載と、当該氏名情報が判明するまでの経過にかかる記載が認められた。また、当審査会において当該経過を踏まえた調査を行ったところ、同責任を有する者の氏名の情報について一致がみられた。これらを踏まえ、当審査会が、条例第9条第2項に基づく意見等の提出機会を付与する旨の通知の宛名（本件表現活動者の氏名又は名称と考えられるものを記載する。）に「栗田 香」と記載して同通知を発出したところ、これに応じ提出された意見書を封入した郵便物の依頼主欄に「栗田 香」との氏名の記載があった。

上記の諸点及びこれらに関してうかがえる諸事情から、本件表現活動に責任を負う者は「栗田 香」とであると認められるため、本件表現活動者の氏名は、「栗田 香」といえる。

しかしながら、氏名を公表された人物と同姓同名の別人が存在する場合もあり、その場合、その別人が風評被害を受ける可能性も考えられることから、氏名の公表に際しては慎重を期し、可能であれば、当該個人を、同姓同名の他者とは区別して認識できるような公表内容とするよう努める必要があると考えられる。

よって、公表する氏名の記載内容は「栗田 香（保守速報 サイト運営者）」とするのが適当である。

なお、本件表現活動者は、本件まとめサイト内では自らの氏名である「栗田 香」を公表せずに表現活動を行っており、こうした表現活動に係る匿名による表現の自由の保護について一応考慮する必要はあるが、本件については、上記の出版物により、本件表現活動者が「栗田 香」であることわかる、当審査会としても是認できる情報がすでに公にされているといった事情を考慮すると、当該氏名の秘匿性が高い状態とはいえ

ない。このような状況のもとでは、仮に本件表現活動者が匿名表現の保護を望んだとしても、当該匿名表現が受けるべき保護の程度は低くなっているといわざるをえないことから、本件まとめサイト内で自らの氏名を公表せずに表現活動を行っていることが、本件氏名の公表を妨げる理由（条例第5条第1項ただし書に規定する「特別の理由」）として成立するとまではいえない。

4 第2の1の(2)に記載した本件表現活動者の意見に対し、特に見解を表明すべきと考える部分に係る見解

(1) 本件表現活動は編集ではなく引用に過ぎないと主張する部分について  
本件表現活動では、インターネット上の電子掲示板（2ちゃんねる）に投稿された文章を、本件表現活動者において取捨選択や配列により取りまとめられていることから、本件まとめ記事は、独立した一つの表現として成立している。当審査会は、こうした趣旨を、本案件に係るヘイトスピーチ該当性等の有無の答申においてすでに記載済みである。

(2) 本件まとめ記事と本件コメントの間の因果関係が不十分、あるいは本件コメントが申出人側による自作自演の投稿であるおそれがある等と主張する部分について

本件表現活動者が主張するようにしてコメントが投稿されることは不自然であり、本件においてそうしたことがなされた事情を見出すことはできず、また、同主張のようなことが実際に生じているとの具体的な根拠は本件表現活動者により示されていない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

平成 28 年度 平 28-6

年 月 日	経 過
令和 元年 8 月 2 日	諮問 (拡散防止の措置及び公表内容)
令和 元年 8 月 2 日	調査審議 (論点整理)
令和 元年 8 月 29 日	表現活動者から意見書の提出
令和 元年 8 月 30 日	調査審議 (論点整理)
令和 元年 9 月 27 日	調査審議 (論点整理)
令和 元年 9 月 30 日	申出人口頭意見陳述、調査審議 (論点整理)
令和 元年 10 月 25 日	調査審議 (答申案)
令和 元年 11 月 25 日	調査審議 (答申案)
令和 元年 11 月 29 日	答申 (拡散防止の措置及び公表内容)